

1 規則等の題名

高知県公安委員会審査請求手続規則（平成28年高知県公安委員会規則第7号）

2 根拠法令・条項

国家公安委員会審査請求手続規則（平成28年国家公安委員会規則第1号）第28条
第2項

3 規則等の制定日

令和6年12月24日（火曜日）

4 結果公示の日

令和6年12月24日（火曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第38条第4項第5号に該当

6 適用除外の理由

国家公安委員会が行政手続法第39条第1項の規定による手続を実施して定めた国家公安委員会審査請求手続規則と実質的に同一の規定を定めるものであるため。

7 規則等の概要

- 高知県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則
- 新旧対照表

8 担当課・連絡先

- 高知県警察本部警務部監察課
TEL：088－826－0110（内線 2872）

公 安 委 員 会 規 則

高知県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 12 月 24 日

高知県公安委員会委員長 刈谷 敏久

高知県公安委員会規則第 7 号

高知県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則

高知県公安委員会審査請求手続規則（平成 28 年高知県公安委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条を次のように改める。

（個人情報保護に関する法律に規定する審査請求について適用する法の規定の読替え）

第 29 条 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 106 条第 1 項に規定する審査請求についての第 2 章の規定の適用については、第 5 条第 1 項中「法第 9 条第 3 項」とあるのは「個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 106 条第 2 項」と、第 6 条第 1 項及び第 2 項、第 10 条第 2 項、第 11 条から第 16 条まで、第 17 条第 1 項、第 19 条、第 20 条第 1 項から第 3 項まで並びに第 21 条から第 25 条までの規定中「法第 9 条第 3 項」とあるのは「個人情報保護法第 106 条第 2 項」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照表

新	旧
高知県公安委員会審査請求手続規則（抜粋）	高知県公安委員会審査請求手続規則（抜粋）
<u>（個人情報の保護に関する法律に規定する審査請求について適用する法の規定の読替え）</u>	<u>（審理官に関する規定の適用除外）</u>
<u>第29条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第1項に規定する審査請求についての第2章の規定の適用については、第5条第1項中「法第9条第3項」とあるのは「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第106条第2項」と、第6条第1項及び第2項、第10条第2項、第11条から第16条まで、第17条第1項、第19条、第20条第1項から第3項まで並びに第21条から第25条までの規定中「法第9条第3項」とあるのは「個人情報保護法第106条第2項」とする。</u>	<u>第29条 高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第15条の2第1項に規定する審査請求及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第1項に規定する審査請求については、第3条、第10条第2項、第11条から第25条まで及び第27条の規定は、適用しない。</u>